

諮問 第 1222 号

平成 27 年 6 月 18 日

情報通信審議会

会長 西田 厚聰 殿

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しについて、下記の理由により諮問する。

記

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成22年総務省告示第178号。以下「ガイドライン」という。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第128条第1項に規定する他人の土地等の使用权に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能するものである。

今般、ガイドラインについて、関係事業者の要望等の実態調査を踏まえた見直しを行い、設備撤去等の必要が生じた場合における事業者への通知等に関する改正案（原案）を作成したところである。

今般の見直しは、電柱等の設備の提供及び使用に係る関係者間の業務の円滑化に資するものであり、情報通信政策の重要事項であると認められるため、ガイドラインの改正を行うことについて諮問する。